

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十九年六月二十六日
号 外 土曜日

目次
◇監査公告 昭和二十七年並びに二十八年年度総務
部・経済部定期監査の結果公表

公 告

監査公告第百五号
地方自治法第九十九條の規定に基き昭和二十七年並びに二十八年年度にかかる総務、経済各部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年六月二十六日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

同 同
加藤定治
角田健太郎

監査箇所 執行年月日

知事室秘書課 昭和二十八年十一月十八日

総務部企画課 同 日

会計課 同 日

統計課 昭和二十八年十一月十九日

地方課 同 年十一月二十日

総務課 同 年十一月二十四日

人事課 同 日

経済部
職業安定課 昭和二十八年十一月十七日

労政課 同 日

商工課 同 年十一月十九日

秘書課

昭和二十八年十一月十八日監査
監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課は知事及び副知事に対する陳情等の取次、一般來訪者の調整及び隨行等秘書事務を円滑に処理しているものと認めた。

二、経理その他一般事務の処理状況は適正と認めた。

企画課 昭和二十八年十一月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、県政総合企画の重要性に鑑み、機構及び運営の改善につき毎回強く指適要望するも何等根本的に措置されず依然として総務部に所屬しているため総合調整が困難な実情にあることは遺憾である。

二、公共事業の計画は主管課長が首脳部に相談せず直接主管省に計画書を携行し補助内示を受け僅少な補助

額に対しても県費の裏付をさせ予算化する傾向にあるが、県の施策は総合的に審議すべきである。

三、東京事務所については既に当所の監査報告に指適した通りであるが、運用につき一層配慮されたい。

四、鳥取県育英会期成同盟会が主唱している学生寮設置については、設立準備費として本年度県費十五万円計上し既に半額の七万五千円支出しているが何等具体化していないので善処を要望する。

会計課 昭和二十八年十一月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課所管事務は概ね円滑に執行されているものと認めた。

二、出納事務の適正化と指導監督については十分留意しているが本庁並びに庁の出納経理状況から見ると中には当を得ないものが尠くないので事前審査を強化徹底せしめることが肝要である。

なお、癖に対しても検査並びに指導監督に一層留意すべきである。

三、昭和二十七年途中より用品調達特別会計(運営経費一千五百万円)を設け成果を挙げているが県財政上機宜に適した施策である。

今後本事業の運営に期待するものである。

なお、本事業は本片のみに限らず県下各庁、事業所等に対しても拡大適用するよう考究されたい。

統計課 昭和二十八年十一月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

監査概況

一、前回の監査に要望したが県自体の統計につき本年度は努力しており結請である。しかしながら諸般の施策遂行上県独自の統計資料充実はまだ万全とは言えないので予算措置について配意を望む。

地方課 昭和二十八年十一月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監査概況

同 木 南 貞 治
同 加 藤 定 治

一、町村合併は知事勧告案の実現促進に努力し全国第二位の実績を挙げている。しかしながら、町村合併は適正規模による財政基盤の強化確立を図ることが目的であり、その実施にあたっては一般住民に対しその趣旨を理解せしめることが肝要であるが、これらの点について考究すべき余地が多い。特に合併に当り財政力以上の過大な事業を計画し、不健全な財政運営を行つてゐるものが多く新町村に多額な負債を継承し合併後の運営を益々困難なものにしてゐる等当課において何等かの措置を講ずべきである。

二、本年十月町村合併促進法の施行によつて計画性もたれ不健全な運営は或る程度是正し得るものと考えられるけれども合併の眞価發揮について一層留意し合併前後の指導監督を徹底せしめることが肝要と認める。

なお、町村合併促進法施行前の合併町村に対しては

不利益の取扱をしないよう特に財政援助について国と
連けいの上最善の努力を望む。

三、地方事務所に関しては別途報告した通り根本的考究
の余地があるので積極的配慮し善処されたい。

総務課 昭和二十八年十一月二十日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

監査概況

一、法令制度の改廃に伴い県の條例規則等の改廃を行つ
ているが、未整理分についても早急改廃措置されたい。

二、県政の末端浸透を図るため、昭和二十八年八月広報
自動車(やまびこ)を購入し、広報活動していること

は結構であるが、広報企画に計画性がなく、各課並び
に事業所等の要請によるものが主であつて緊要度に依
じた活動がなされていない、今後留意されたい。

三、經理その他の事務について次の点留意されたい。
自動車の購入修繕及び図書印刷配布等に当つては一層
慎重を期し適正明確を期すること。

人事課 昭和二十八年十一月二十四日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、人事行政の適否は、直接事務能率に影響しひいては
県行財政の伸展に至大な関係をもたらすものであるが
個々の事務について見るに未だなお考究すべき点があ
る即ち、機構整備の問題、職員定数配置の問題、人事
刷新及び交流等の問題については一層強力に推進する
よう当局の積極的配慮を望む。

二、戦後膨張した県行政組織を簡素化することは事務能
率化と併せ考えるべきは論を俟たないところであるが
昨年二月労働、農地の兩部を経済、農林兩部にそれぞ
れ併合六部としたが、地方自治法の基準によれば四
部となつているので更に検討を望む。

三、事業費予算で雇傭されている臨時任用職員は監査当
時四六〇名に上りこれらの職員の業務実態はほとんど

經常的業務であつて一般職員と何等区別するところが
なくその反面身分、取扱、給与については措置されて
いないので早急善処すべきである。

四、職員の衛生管理については、衛生管理規程を制定し
特に結核性疾患から職場を守るべく健康診断の実施を
年二回行い結核審査会を経て要注意者、要休養者は指
名し感染防止と治療の万全を期しているが昭和二十八
年九月末において二三二名の該当者を出している。

なお長期欠席者(含休養者)は條例定数内にあるた
め補充できず事務に支障を生じ他の職員の過労を求め
る結果ともなるので、條例定数の別枠を設け予算措置
を講ずることが必要と認められた。

五、職員の研修強化は前回監査にも指摘したところであ

左記

るが昭和二十八年度は昭和二十七年度に比し幾分強化
されたようではあるが独立研修所を設置し一層強化す
べきである。

職業安定課 昭和二十八年十一月十七日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、就職斡旋については、県外の大口求人者に依存しなけ
ればならない状態であるが、各府県と連絡を密にし、
昭和二十七年度は次の通り相当な成果を収めている。
なお、これが対策の一環として大阪事務所内に職業
斡旋部を設けることとなつていることは結構である。

卒業生の区分	求職者数	求人者数	就職決定者数	%	備考
中 学 校	二、二〇二人	二、二二九人	二、〇七一人	九四・五%	
高等 学 校	一、八二五人	一、六一八人	一、四二五人	七八・〇%	

二、米子、倉吉公共職業補導所の移転については、地元
の協力にまつところが多いので緊密に連絡し速かに措
置されたい。

労政課 昭和二十八年十一月十七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、県下未組織組合の労働者は二万人と推定されている
が、この職種分野を見ると建築工事、労働者（大工、
左官、土工）家内工業労働者及び零細企業、個人商店
の従業員等が主なものであつてこれらの労働者は従來
の徒弟制度の慣習が残存し、労務形態の特殊性から組
織化に対する関心が一般に薄いようである。今後一層
未組織組合の結成促進を図ると共に既成組合の育成強
化についても積極的に努力が必要と認められた。

二、本年六月末現在二九二組合中、労働協約締結組合は
一二四組合（上級適用を含む）であり、この中、独自
締結してゐるものは僅か二九組合であつてこれら新協

約締結、或いは協約改訂の交渉は必ずしも円滑に進捗
してゐない実情であるが労働協約は労資関係の基幹で
あり、また労働者の経済的地位、維持向上の根本理念
からして今後一層個別指導に重点を置き締結促進に努
力を要望する。

三、労働教育啓蒙費は昭和二十七年五十九万余円、二
十八年度五十二万余円であつてこれらの事業内容を見
ると視覚教育を始め労働文庫の拡充、教育諸資料の印
刷配布、各種労働講座、体育大会等多岐に亘つてい
るがこれらは総合的な労働教育の一環として実施してい
るが教育効果から見て余りにも行事が分散化している
憾があるので今後重点の実施が肝要と認められた。

四、労働行政の第一線を担当する労政事務所は施設、陣
容及び経費共に貧弱であつてその活動効果を充分發揮
でき得ない面が窺れる。特に鳥取労政事務所の場合は
僅か二名の職員で当課内に設置し倉吉、米子労政事務
所は他官庁の一隅に間借りの状態であつて眞の労働者
サービス機関としての活動は至難と認められるのでこ

これらの第一線機関活動を容易ならしめるため今後十分
配慮されたい。

商工課 昭和二十八年十一月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、県下中小企業協同組合は九月末現在三〇五組合（組
合一一九、同連合会三、企業組合八三）であつて、こ
の中には戦時中統制組合から移行した名目的組合が多
く、加えて当課が管掌する経営指導も不活潑である。
これらの不振組合は只単なる経理面のみ形式的指導
でなく眞に協同化のための根本的組織強化指導が肝要
と認める。

二、企業診断制度が採用されてから逐次効果を挙げてい
るが従來からの実施状況は個々の申込によるもので診
断そのものに企画性が乏しく特に診断結果から見ると、
すべて経営企業体としての不健全性にある観点から企

業経営の隘路となつてゐるようであるが個々の申込に
よることなく重点的しかも計画的に全企業への推進が
必要と認められるので今後考究されたい。

なお、生産工場、会社に対する製品についての技術
指導の点についても特に留意すべきである。

三、中小企業振興対策審議会が昭和二十八年四月設置さ
れているが、その運営状況は不活潑である。特に本審
議会は知事の諮問機関として本県中小企業の堅実な振
興について必要な事項を調査、審議し、企業振興方策
の総合的企画立案することとされているのでその活動
を促進されたい。

四、信用保証協会に対する県負担金（基金）は昭和二十
七年度において、一般分五百万円、火災分五千万円計
五千五百万円（二十八年度なし）であつてこの中一般
分について見ると、資金は僅か一千三百万円程度で九
月末現在既にその保証額は六千八百万円あり代位弁済
額が五百四十万円に昇つてゐる状況であるので基金増
額措置が認められる。

なお、保証協会の運営についても更に検討し今後の育成指導について一層努力されたい。

五、大阪事務所並びに神戸貿易事務所運営については、既に当所監査の際指適した通りで本県産業伸展上重要機関であることは言を俟ない処である。要は第一線活動を容易ならしめるため主管当局の責務が重且つ大であるので努めて当課において関係部課との連絡を緊密にすることに留意し後方態勢確立に考究すべきである。

六、日本パルプ米子工場の誘致に伴う誘致条件の未解決事項が放任されているが日本パルプ工場監査報告に指適した通りこれらは県の権威にもかかわるので早急解決すべきものと認め、又倉吉、興和紡績工場の敷地内にある職業補導所の移転問題についても措置された。

七、中小企業協同組合、同連合会等の経営刷新及び施設の新設改良又は試作見本品等に対する助成金を昭和二十七年末において三百四十万円交付しているがほとんど年度末であつて甚だしきは出納閉鎖直前に交付され

ているものがあるが、これらは早期に交付し、助成効果について特に慎重を期せられたい。

八、観光事業は最近努力しているが活動経費僅少のため計画執行が困難なようである。また宣伝は、他県に比し不振である。

なお観光連盟の運営も不活潑であるので地区観光協会とも充分連携し、計画的に活動促進するよう配慮を望む。

九、計量器取締検査の結果は次の通りであつて、これが強化徹底が望まれる。なお、違反に対する措置が確認されていないので留意すべきである。

二十七年計量取締の結果

実施地区	取締戸数	違反者数	違反件数	戒諭	処置
鳥取市	一一〇	一〇六	一八六	三	一
米子市	六〇	五五	九三	一	二
倉吉市	三三	二四	三六	一	一
計	二〇二	一八五	三二五	四	三

昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取
鳥取者鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取
鳥取所鳥取市東町取